

令和6年第7回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和6年10月15日

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 開会年月日 令和6年10月15日

4. 出席議員（14名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	12 番 荒 瀧 穂 積
13 番 大瀬戸 宏 樹	14 番 時 光 良 造

5. 欠席議員（0名）

6. 説明のため出席した者の職氏名

【教育部】

（1）議会の議決を経ずに行った小学校教員用指導書の購入について（報告）

町 長	三 村 裕 史
副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	西 岡 隆 司
教 育 部 長	立 花 太 郎
総 務 部 次 長	佛 圓 至 裕
教 育 部 次 長	須 須 雅 彦
財 務 課 長	多久見 良 数

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

8. 案件

【総務部】

(1) 議会の議決を経ずに行った小学校教員用指導書の購入について（報告）

9. 議事の内容

(開会 9 時 2 3 分)

○議長（時光） おはようございます。

議員の皆様、執行部の皆様方におかれましては、お忙しい中、本日、全員協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の全員協議会では、執行部から、報告案件 1 件について説明を受けることとしたいと思います。

それでは、皆様方から様々な御意見を頂きながら円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速、協議会に入ります。

○議長（時光） 報告案件、議会の議決を経ずに行った小学校教員用指導書の購入について、執行部から説明を受けたいと思っております。三村町長。

○町長（三村） 議員の皆様には、大変お忙しいところ、お時間を取っていただき誠にありがとうございます。

まず初めに、私からお詫びを申し上げたいと思っております。

本年 4 月に行った町内小学校において使用する教員用指導書の購入につきまして、予定価格が 7 0 0 万円を超える財産の取得に当たるため、本来は議会の議決が必要な案件でありましたが、議会議決を経ずに契約を締結していたことが判明いたしました。

こうした手続の不備等は行政としてはあってはならないことであり、深く反省をしております。今後、こうした誤りを繰り返さないよう、法令の遵守を徹底し、全職員が真摯に職務に取り組み、住民の皆様信頼される公正な町行政の運営に努めてまいりたいと考えております。

このたびの件につきましては、大変申し訳ありませんでした。

それでは、今回の経緯、今後の対応等について、詳細につきましては教育委員会から説明をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 立花教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（立花） それでは、教育委員会から議会の議決を経ずに行った小学校教員用指導書の購入につきまして、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。まず1の要旨でございます。

本年4月1日に契約を締結した令和6年度町立小学校教員用指導書購入事業につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定される、予定価格700万円以上の財産に該当するため、議会の議決を経て取得すべきところを議会の議決を経ずに契約を締結し、財産を取得していたことが判明いたしました。

本日は、その経緯や今後の対応等につきまして御報告をさせていただきます。

2の本事案発生の原因、経緯でございます。

（1）教員用指導書は4年に1回の教科書採択が行われるタイミングに合わせて大規模な購入を行っており、次回、教科書採択までのおおむね4年間、使用をしております。今回につきましては、令和6年度から使用する小学校教科書の採択が令和5年度に行われたため、これに合わせて令和6年度に教員用の指導書を購入したものでございます。

（2）前回、令和2年度から使用する教科書採択の際には、教員用指導書は今回と同様に購入契約を締結していますが、指導書用デジタル教科書はリース契約等を含めた締結をしており、それぞれ別の業者から調達していることから、その購入価格が700万円を超えなかったため、議会の議決は不要でございました。

（3）今回の教科書採択では、これまで別々に調達していた教員用指導書と指導書用のデジタル教科書やデジタル教材が、全ての教科でセット販売されてされることとなり、購入価格の合計が700万円を超えることとなりました。

購入価格の合計が700万円を超える契約となりましたが、必要な手順を経ることなく財産を取得するに至ったものでございます。

3、契約の内容でございます。

取得した財産及び数量は、指導者用デジタル教科書、デジタル教材を含む小学校教員用指導書 810 点、取得金額は 1,749 万 6,420 円で、契約の相手方は泉谷書店でございます。

契約の方法でございますが、この指導書購入につきましては、下の図で示しておりますとおり、教科書及び指導書の発行者から都道府県におおむね 1 つの教科書、一般図書供給会社を経由して教科書取扱店から購入することとされております。

本町におきましては、発行者から販売される指導書を広島県教科用図書販売株式会社を経由して、町内唯一の教科書取扱書店である泉谷書店から購入することとなり、同社以外に契約の相手方がいないことから、契約の性質が競争入札に適さないとして、地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき特命による随意契約としております。

なお、取得した財産及び数量並びに取得金額の詳細を別紙として添付しておりますので、後ほど御覧ください。

最後に、4、今後の対応でございます。

教育委員会といたしましては、(1) 当該契約の追認を求める議案を令和 6 年 10 月町議会臨時会に提出をさせていただきます。

また、(2) で今後同様の事態が生じないように、適正な事務処理手順に徹底して再発防止策を講じてまいります。具体的には、4 年に一度必要となる指導書購入事務に係るマニュアルを整理し、担当者間で確実な引き継ぎを実施することといたします。

併せて、財産の取得に係る事務執行にあたりましては、議会の議決の要否を確認する項目を設け、複数の目で確認するチェック体制を確立してまいります。

次に、総務部におきましては、(1) 本事業案について、全庁で情報共有を図るとともに担当業務における法令解釈の確認を徹底し、事務処理ミスの再発防止に取り組むよう全職員へ通知しております。

また、(2) のとおり、町長、副町長及び教育長の令和 6 年 11 月分の給料について、給料月額 100 分の 10 を減額して支給する条例案を令和 6 年 10 月議会臨時会に提出をさせていただきます。

議会の議決を経ずに行った小学校教員用指導書の購入についての説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 執行部から説明が終わりましたので、この説明について質疑があればお願いします。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○ 1 2 番（荒瀧）　いろいろと御事情がおりだと思っておりますが、それで、私は逆に言えばよかったんだろうと思うんですね。というのは、契約の仕方も様々あるんですよね。全て私も理解してないかも分かりません。要は競争入札もあれば随契もあったり、額によってまた差がある。決裁権限者が誰なのか、部長とか課長の権限で決裁されるケースもあるのかなと。議会にかけるとなると、どのぐらいの額があって何件あるか。独自決裁もありますよね、町長決裁で済まされるもの。これらが何件あって額が何ぼぐらいあるのか。部長決裁、課長決裁というのもあるんですかね。すみません。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光）　西岡総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西岡）　令和３年度以降での議会に付すべき契約についてでございますが、  
５，０００万円以上の工事で４件、７００万円以上の不動産の買入れで１件の議会の議決を得て契約を実施しております。

また、今回同様に議決を得ずに契約してしまった事案についてはございませんでした。

また、契約の額によって、町長決裁、副町長決裁、部長決裁、課長決裁がございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○ 1 2 番（荒瀧） そのあたりは監査委員が全部、監査されていますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西岡総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西岡） 例月検査等では、資料等についてはお出ししてはいますが、特別、その契約のために契約だけをまとめたような形では提示していませんので、今回のミス等につきましても、執行部のミスでしてしまっていて、なかなかチェックは難しいかと

思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○ 1 2 番（荒瀧）　やはり監査委員の方ともちょっと情報交換をしましたら、やっぱり非常に分かりづらい、監査の仕方がね。だから、行政監査の中でもお金の出入りはきれいになっているけど、中身まで見えにくいという御意見もあります中で、議会で議決した額、件数も言われましたが、それ以外の額とウエートはどのぐらいありますか。要はその内部だけで決裁できる件数と額と、私どもが決裁する件数と額と比率はどのぐらいありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西岡総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西岡） 先ほど申しましたとおり、令和３年度以降、議会の議決に付すべき契約は計５件ということで、その他の契約とすると莫大な契約料でございますので、割合的にはちょっと出してはおりません。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

○ 1 2 番（荒瀧） このあたり、臨時議会でちょっと詳しく聞きますので、要はほとんどはもうそちらの執行部の中で決裁されるわけですよ。私らなんかは多分もう一部の一部なんですよ。やはりそこらのバランスの問題ですね。条例で決めて、今、いるんですが、条例も変えられますから。業務が増えるのであれば、また考えを改善せないけんかも分かりませんが、よりそこがディスクローズされてわかりやすくなるもの、こういうものが可能性が多々あるかと思いますので、そのあたり臨時議会でまた教えてください。質問します。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（時光） それでは、議会の議決を経ずに行った小学校教員用指導書の購入については、その概要を承知しました。

本件については、今後、こうした事案が生じないよう、法令遵守を徹底し、公正な行政運営に取り組んでいただくことを要望し、また、10月臨時議会において関係議案が提出されますので、改めて審議することとし、まとめとしたいと思います。

以上で執行部からの報告を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（休憩 9時38分）

（再開 9時39分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） それでは、以上をもちまして、全員協議会は終了といたします。

（閉会 9時39分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長